

第1回 液状化等に関する説明会

次 第

日時：令和6年4月27日（土）10：00～
会場：黒崎市民会館 1階 ホール

- 1 開会
- 2 能登半島地震に伴う被災の概況（公益社団法人 地盤工学会北陸支部）【資料1】
- 3 建物の被害に対する復旧方法（公益社団法人 新潟県建築士会）【資料2】
- 4 道路、下水道の復旧見通しについて（土木総務課・下水道計画課）【資料3】
- 5 宅地液状化対策の方向性について（まちづくり推進課）【資料4】
- 6 支援制度について
 - 住宅の修繕、建替、耐震化の支援（建築保全課）【資料5】
 - 被災した家屋等の解体・撤去（廃棄物対策課）【資料6】
 - 被災者生活再建支援金（福祉総務課）【資料7】

相談会 事前に予約された方 会場：2階 講座室1～3

- 予約時間枠1 10：50～11：10
- 予約時間枠2 11：15～11：35
- 予約時間枠3 11：40～12：00

第1回 液状化等に関する説明会

次 第

日時：令和6年4月30日（火）18：30～

会場：西新潟市民会館 2階 多目的ホール

- 1 開会
- 2 能登半島地震に伴う被災の概況（公益社団法人 地盤工学会北陸支部）【資料1】
- 3 建物の被害に対する復旧方法（公益社団法人 新潟県建築士会）【資料2】
- 4 道路、下水道の復旧見通しについて（土木総務課・下水道計画課）【資料3】
- 5 宅地液状化対策の方向性について（まちづくり推進課）【資料4】
- 6 支援制度について
 - 住宅の修繕、建替、耐震化の支援（建築保全課）【資料5】
 - 被災した家屋等の解体・撤去（廃棄物対策課）【資料6】
 - 被災者生活再建支援金（福祉総務課）【資料7】

相談会 事前に予約された方 会場：2階 音楽室、3階 研修室・講座室

○予約時間枠1 19：20～19：40

○予約時間枠2 19：45～20：05

○予約時間枠3 20：10～20：30

能登半島地震に伴う被災の概況～地盤と液状化現象～ 公益社団法人地盤工学会北陸支部

【液状化現象とは？】

液状化は、次の3つの条件がそろった場所で発生する。

- ①地表付近まで砂地盤であること
- ②砂が締め固まっていないこと(おおむねN値20以下)
- ③砂地盤が地下水に満たされており地下水位が浅いこと

【液状化発生の模式図】

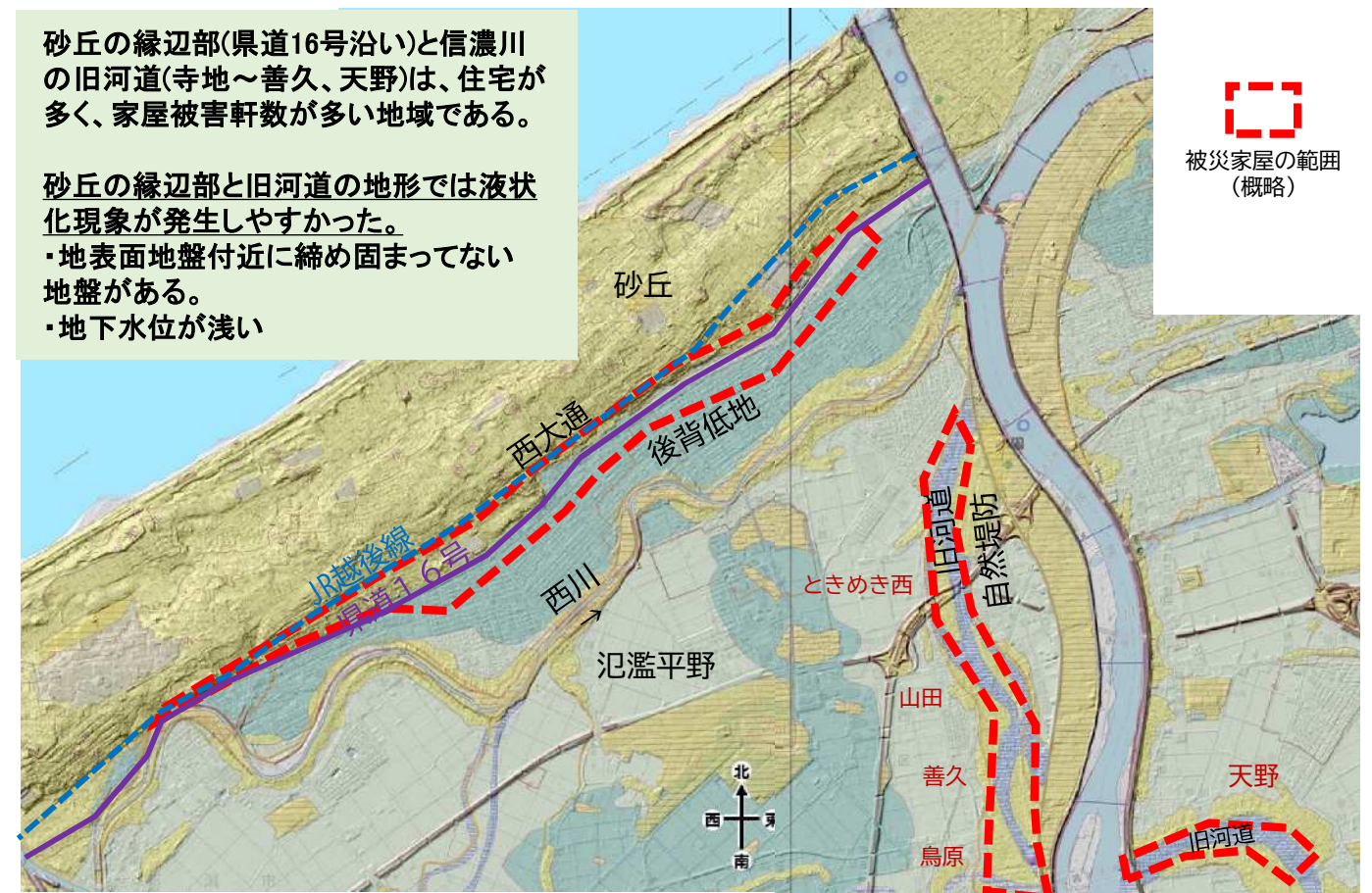
1) 地震前
砂粒 間隙水
普段は砂粒同士が支えあい、その間を水が満たしている状態で安定している。

2) 地震時
地震により激しい振動が加えられると、砂粒の支えあいが崩れ、このとき、砂粒の間にある水の圧力が高まり、地盤が砂を含んだ水のような状態(液状化)になる。液状化した地層の上に亀裂や弱い部分があると圧力に耐え切れず、そこから砂が地表に噴き出す。

3) 地震後
液状化が起こると、地盤の沈下、地中のタンクやマンホールの浮き上がり、建築物の傾き・転倒などの被害が発生する。

出典) 文部科学省：地震がわかる！Q & Aに加筆
(https://www.jishin.go.jp/main/pamphlet/wakaru_qa/wakaru_qa.pdf)

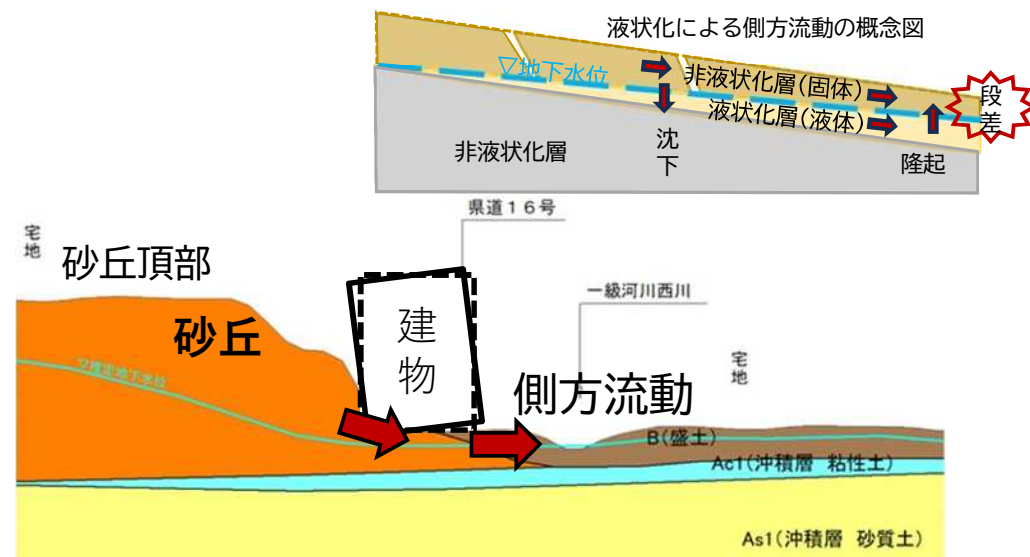
【今回の地震で家屋被害の多い地域と地形との関係は？】



地理院地図(地形図+治水地形分類図+陰影起伏図)より作成

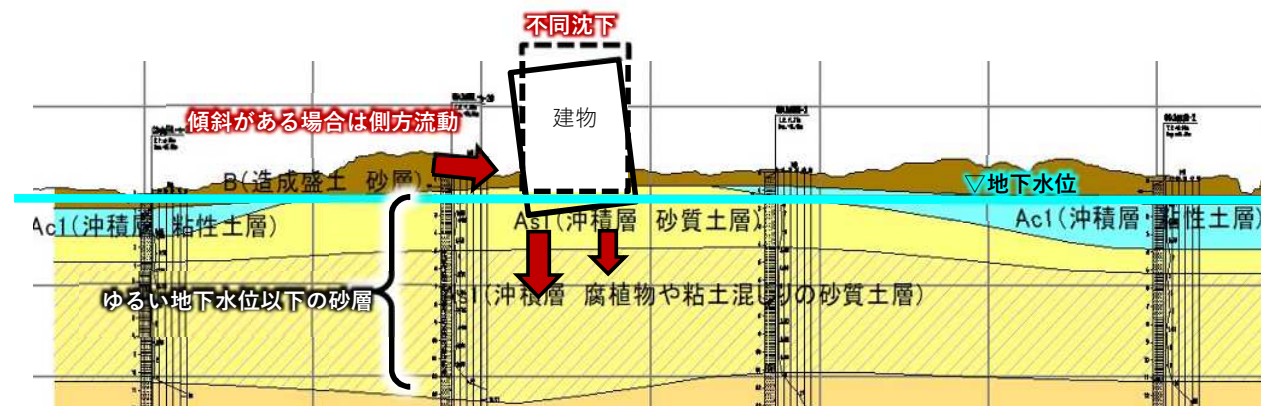
【傾斜地形である砂丘の縁辺部で発生した液状化被害の特徴は？】

- ・砂丘の頂部は、地下水位が深く液状化被害無し。
- ・砂丘の縁辺部は、地下水位が浅く、緩い砂が分布するため、液状化被害(側方流動)が発生。



【平らな地形である旧河道で発生した液状化被害の特徴は？】

- ・旧河道は地下水位が浅く、緩い砂が地表部まで分布するため、液状化被害が発生。
- ・周囲の氾濫平野は地表部に緩い砂層が無いいため、今回の地震では噴砂等が見られなかった。



注) 既存ボーリング柱状図を使って作成した想定です。 今後実際に調査を行って修正される可能性があります。 出典：ボーリング柱状図「ほくりく地盤情報システム」

令和6年 能登半島地震 新潟市 液状化等に関する説明会

建物の被害に対する復旧方法

公益社団法人新潟県建築士会 専務理事 相田幸一

1 被災住宅相談での多くの相談者の質問

- ▷ 家が傾いたが、どう直せばいい？
- ▷ 傾いた家を直すには、いくらかかる？

2 具体的には

- ▷ 砂が水と一緒に噴き出した
- ▷ 地割れが起きた
- ▷ 敷地が道路より低くなった
- ▷ 基礎や壁にひびが入った
- ▷ 床が傾いた、フワフワする、盛り上がった
- ▷ ドアや窓が開かない
- ▷ 水を流すとポコポコ音がする

3 工事毎に専門業者

- ▷ 瓦は、瓦屋さん 屋根屋さん
- ▷ 壁紙が破れたら、内装屋さん
- ▷ 壁が落ちたら、左官屋さん
- ▷ 水道、排水は、設備屋さん

復旧工事も同じです！

4 見えない所にも被害が有るかも？

- ▷ 床下も液状化で砂が噴出しているかも？
- ▷ 天井裏の柱や梁は大丈夫？

5 復旧工事全体を見て段取りする

- ▷ 昔なら大工さんの棟梁
- ▷ 今なら工務店の社長
- ▷ ハウスメーカーの建物ならハウスメーカーの担当者

6 修繕工事内容を決める前に

- ▷ 建物全体の状況（築年数・被災状況など）を把握して
- ▷ 緊急性の有る工事？どこまで修理しようか、ゆっくり考えても良い工事？
- ▷ お金と工事費を考えて
- ▷ 今後の生活を考えて・・・

7 誰が決断する？

- ▷ 「どこまで修繕すべきか？」 ⇒ 正解は無い
- ▷ 「どこまで、いつ直すか？」 ⇒ 被災者ご自身が決断すること

8 決断する前に助言者を見つけて！

- ▷ 新築してくれた大工さん、工務店、ハウスメーカーに相談することが一番の早道！ ⇐ 修繕する建物について、一番よく知っているから
- ▷ 信頼できる大工さんなどが居ない場合は、新潟市建築組合連合会に！
連絡先：070-6510-0353（受付時間は、午前10時から午後5時まで）

9 配布資料（修繕工事検討の基礎知識として）

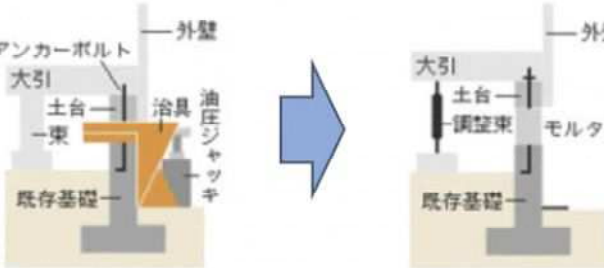
- ▷ 「住まいの液状化被害で困らないために」
- ▷ 「沈下修正工法の種類」

10 「液状化による被災状況と家屋復旧対策（沈下修正工事）セミナー」を開催

録画を公開中：You Tube で「新潟県建築士会」と検索してください。

沈下修正工法の種類

※沈下修正工法は沈下の状況によって、建物全体もしくは部分的な施工が選択できます。

①	アンダーピニング工法	再沈下	極めて低い	コスト	高
					
<p>基礎下に作業用孔及びトンネルを掘削し、建物重量を反力に70cm程度の鋼管を継ぎ足していく。各杭が支持層に達した後にジャッキアップを行って水平にする。根本的解決が可能。</p>					
②	耐圧版工法	再沈下	低い	コスト	高～中
					
<p>耐圧版（鉄板もしくはブロック）と鋼管によって水平にする。基礎下に良好な支持地盤が存在する場合に採用可能。比較的根本的解決が可能。</p>					
③	土台上げ工法	再沈下	可能性有	コスト	中
					
<p>基礎と土台の間をジャッキにより持ち上げる。隙間はスペーサーとモルタルで充填。地盤が完全に落ち着いていない場合は根本的解決は見込めない。沈下量（差）が大きい場合は採用できない。</p>					
④	薬液注入	再沈下	可能性有	コスト	小
					
<p>基礎下にグラウト材を注入することで基礎を持ち上げる。地盤が落ち着いていない場合、根本的解決は見込めない。建物が上がり過ぎたり、地盤や材料が経年によって再沈下する可能性がある。</p>					

困らないために

液状化被害で

住まいの



Q

液状化しやすい場所は？

液状化のしやすさ



液状化は、今までに全国各地で発生しています。液状化しやすい場所は、地下水位が浅く、緩い砂地盤で、下図のような地形に多いと言われています。

CHECK!

『重ねるハザードマップ』（国土地理院）からお住まいの地域の液状化の危険度分布を把握することができます。



⇒ 災害リスク情報
⇒ 都道府県液状化危険度分布図



Q

液状化対策をしないと、どんなリスクがあるの？



建物被害



沈下及びび一体傾斜(左)、変形傾斜(右)など

建物以外の被害



傾斜や噴砂による埋没(左)、敷地内の排水管やガス管などの破損・詰まり、マンホールの浮き上がり(右)など

生活・暮らしへの影響



窓に隙間

勾配・傾斜: 5/1000程度



ものが転がる

勾配・傾斜: 6/1000程度

復旧工事の検討が必要なレベル



めまい

勾配・傾斜: 10/1000程度

Q

沈下・傾斜した建物の復旧方法は？



復旧にかかる費用

200万円～
1,000万円

※木造2階建て
(建坪15～20坪)を
想定

沈下・傾斜した建物の主な復旧方法は4つあります。

※建物の構造や地盤により使える工法が異なるため、建築士など専門家に相談してください。

1 ポイントジャッキ工法

基礎天端と建物土台の間にジャッキを挿入し、建物土台を持ち上げる



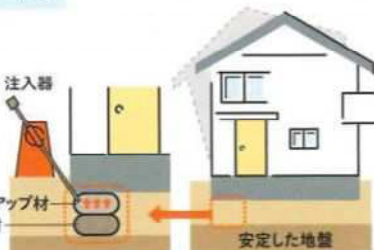
3 耐圧版工法

基礎底版の下を掘削して、安定した地盤面に耐圧版を設置し、ジャッキで基礎から持ち上げる



2 薬液等注入工法

基礎底版の下に薬液などを注入して膨張圧により基礎から持ち上げる



4 鋼管圧入工法 (アンダーピニング工法)

基礎底版の下を掘削して、鋼管杭を安定した地盤まで圧入し、ジャッキで基礎から持ち上げる



液状化リスクがある土地では、

事前の備えが重要です!

**60万円～
200万円**

※木造2階建て(建坪15~20坪)を想定

ハード的対策!

地盤の改良や建物の基礎を工夫して液状化に備える

液状化の発生そのものを抑制する工法



例: 砂杭や丸太で地盤を締め固める工法 など

液状化は発生しても建物被害を軽減させる工法



例: 小口径鋼管杭、柱状地盤改良、浅層地盤改良(流動化処理工法を含む)など

CHECK!

復旧・対策について詳しくは日本建築学会 住まい・まちづくり支援 建築会議「液状化被害の基礎知識」からも確認できます。



宅地だけでなく道路も含めて対策することで、**液状化被害リスクは軽減**できます。

住宅地において、宅地と道路を一体的に対策を行うことで、地区単位で液状化の発生や被害を軽減できます。地方公共団体等が対策事業を行う場合は、国が宅地液状化防止事業として支援しています。

例 熊本市 液状化に関する情報



⇒宅地液状化防止事業とは

ソフト的対策!

地震保険

地震保険で、液状化により沈下・傾斜した建物の復旧にかかる費用が補償される場合もあります。ただし、室外機の傾斜や敷地内の排水管の破損など、建物以外の被害は保険の対象外となります。



液状化対策の主な工法と費用感

液状化対策の工法等		新築における費用感 (坪単価)	対応可能な住宅	
			新築	既存住宅
ハード対策	締め固め工法 (例:丸太による密度増大工法)	5~12万円/坪 程度	○	×
	小口径鋼管杭	5~7万円/坪 程度	○	○
	柱状地盤改良	4~5万円/坪 程度	○	×
	浅層地盤改良 (流動化処理工法を含む)	2~3万円/坪 程度	○	○
ソフト対策	地震保険	火災保険の契約金額の 30~50% 程度	○	○

表内の費用感は木造2階建て(建坪15~20坪程度)を想定したものであり、「敷地条件」ならびに「地盤性状」などにより異なります。



液状化対策の相談は、どこにすればいいの？



液状化被害のリスクがある土地の場合、住宅を購入する際や建築前に、住宅メーカーや販売会社等に対して、どのような対策をすべきか十分確認することが重要です。

また、液状化に関する相談や液状化対策等については、各市区町村の建築指導や都市計画の部署などが窓口になっていることが一般的です。お住まいの市区町村(これから住まおうとしている市区町村)に相談してください。



液状化被害をうけたときに、支援策はあるの？



地震保険に加入されている場合は、まずは保険会社に保険内容等を確認してください。その他の支援策としては、例えば下記のようなものがあります。

お住まいの市区町村の窓口

被災者生活再建支援金(内閣府)

全壊住宅を再建した場合、併せて最大300万円支給

- 被害住宅の程度に応じて支給「基礎支援金」
- 住宅再建方法に応じて支給「加算支援金」



住宅金融支援機構

災害復興住宅融資

り災証明書の交付を受けた方が住宅復旧するために建設や購入等を行う資金に対する融資



その他 お住まいの市区町村にご確認ください。

⇒ 国土交通省『宅地防災』

液状化に関する各種手引きや液状化対策の取組み等が幅広く紹介されています。



⇒ 日本建築学会 住まい・まちづくり支援建築会議

『液状化被害の基礎知識』

液状化の基礎知識から専門的な内容までさまざまな情報が紹介されています。



より詳しい情報

⇒ 都道府県の液状化対策

日本建築防災協会のWEBサイトで、都道府県の液状化対策に関する情報等を紹介しています。



東京都『建物における液状化対策ポータルサイト』では、液状化への備え等がわかりやすく紹介されています。



参考資料

『Q&Aで知る 住まいの液状化対策』

住まいの液状化対策研究会編著
創樹社、平成27年



本パンフレットは、本協会に設置した有識者・行政関係者・国土交通省で構成する「小規模建築物の液状化対策タスクグループ」において検討を行ったものです。

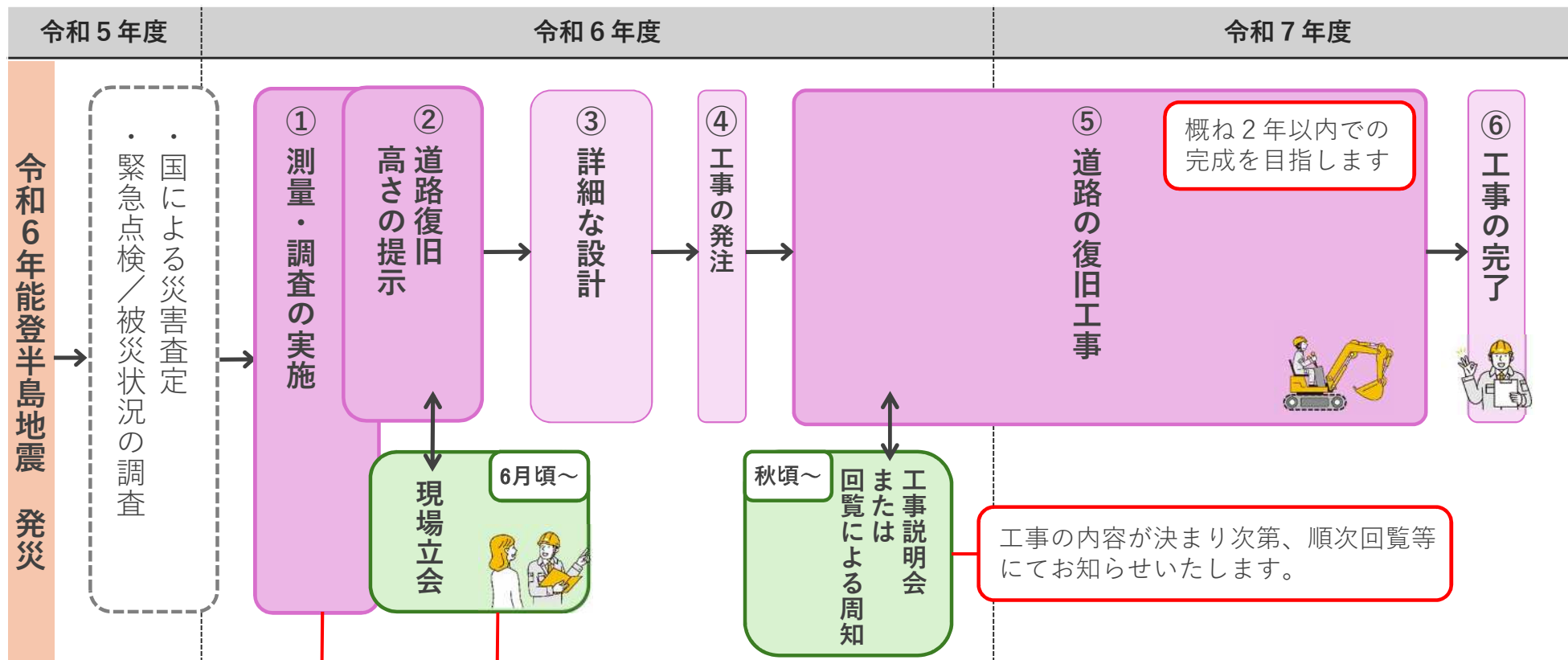
写真提供：時松孝次 東京工業大学名誉教授(株)東京ソイルリサーチ

協力：国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付、住宅生産課
国土交通省都市局都市安全課

編集協力：株式会社アルテップ

発行：一般財団法人日本建築防災協会

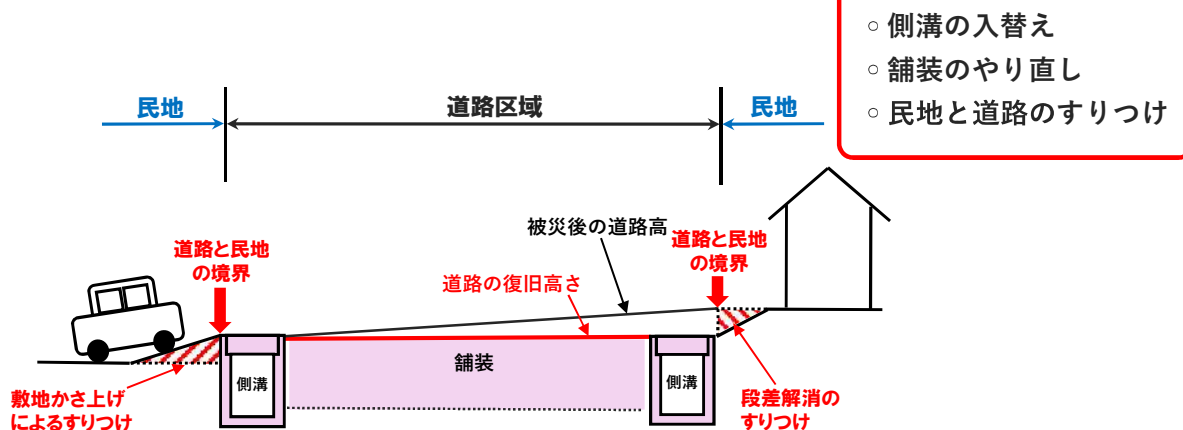
2022年2月

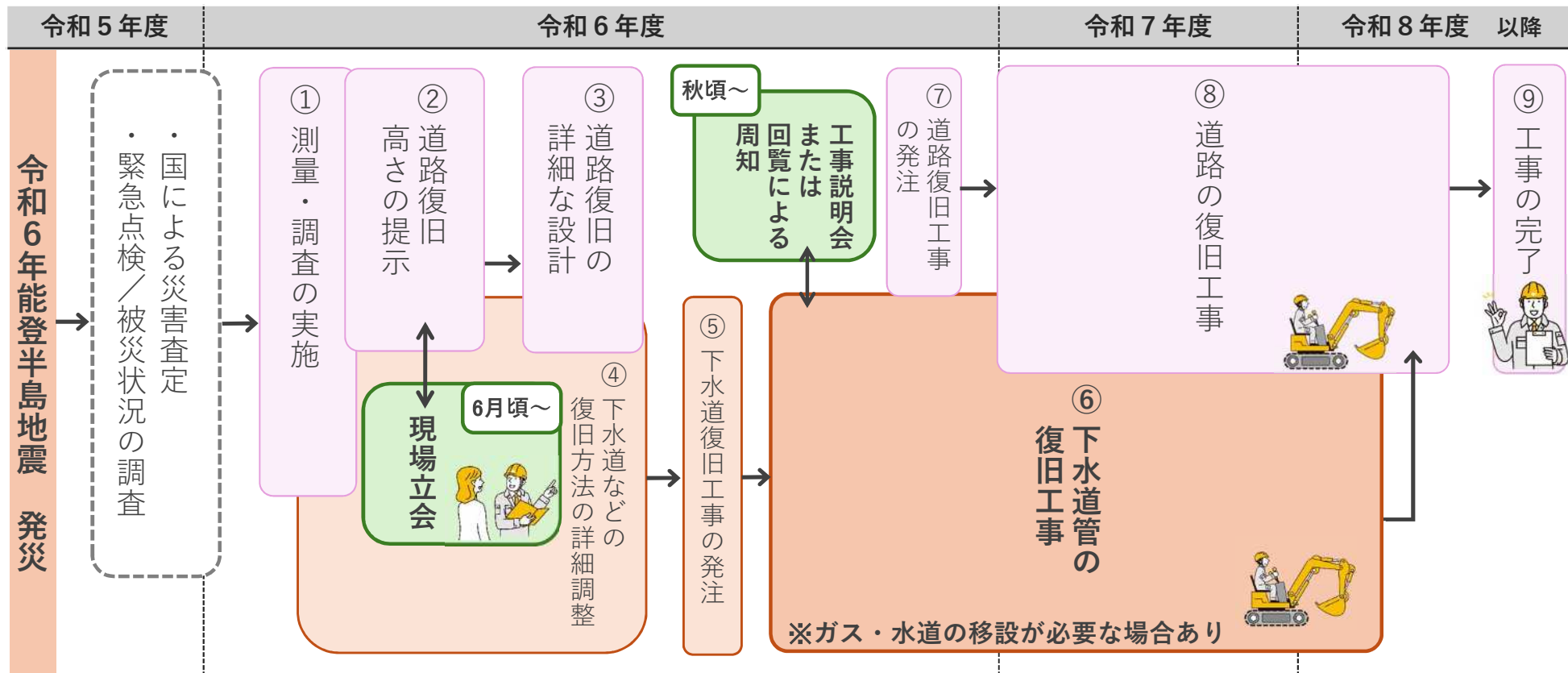


道路復旧に必要な測量・調査を全地区一斉に着手しています

6月頃から、道路と民地との境界及び復旧後の道路の高さを確認していただきます

【市が実施する工事内容】

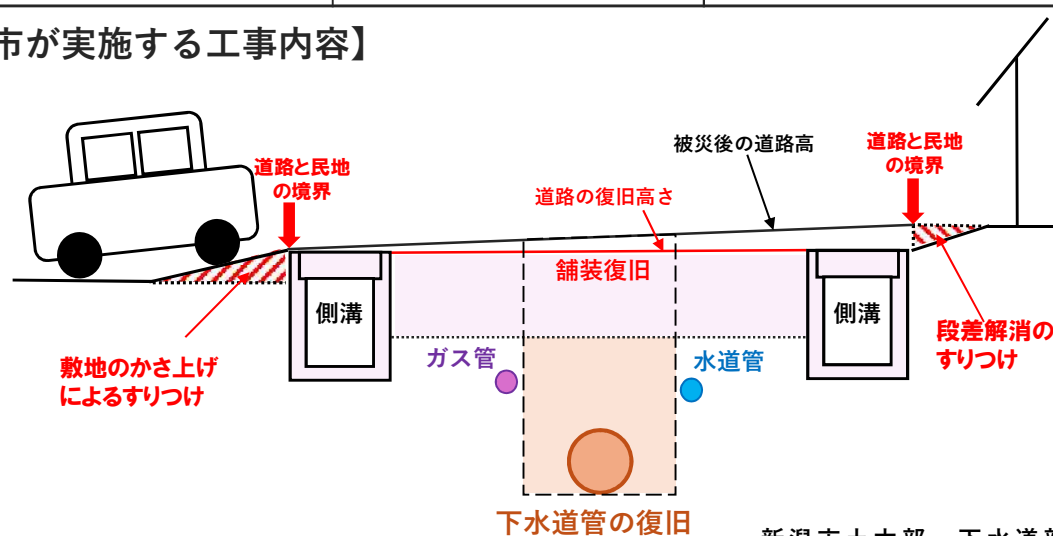




◆下水道復旧の考え方

- ・これまで生活排水が流れるよう被害箇所の部分的な応急処置を行い排水機能を確保
- ・被害を確認した下水道管約14kmについて、今後、被災前の状態に戻す本復旧工事を実施
- ・道路被害と重複している路線を優先して、下水道管の復旧工事を実施
- ・下水道管の復旧にあたり近接するガス管・水道管の移設が必要となる場合あり

【市が実施する工事内容】



宅地液状化対策の方向性について

新潟市都市政策部

目的

将来の地震に備え、 地域を液状化しにくくするための事業

- 令和6年度～ 被害状況の調査、液状化被害の分析
- 対策工事の着手までには2～3年が必要
 - ・対策実施可能なエリアは、今後の（調査・分析）を受けて抽出します
 - ・対策実施にあたっては、地域住民の皆さまの合意が必要です

地震被害への対応

復旧

日常生活を取り戻すために必要な修繕・建替

(例) 住宅再建
道路・下水道の復旧



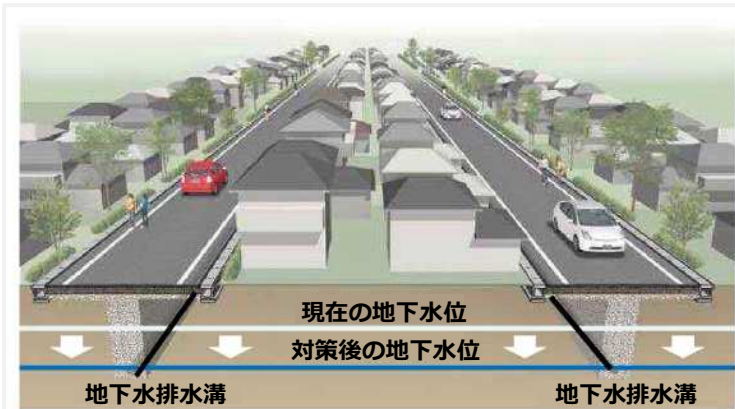
将来への備え

将来の地震に備え、
中長期的に取り組む対策事業

(例) 住宅の耐震化など
道路や宅地の液状化対策

代表的な宅地液状化対策のイメージ

【地下水水位低下工法】

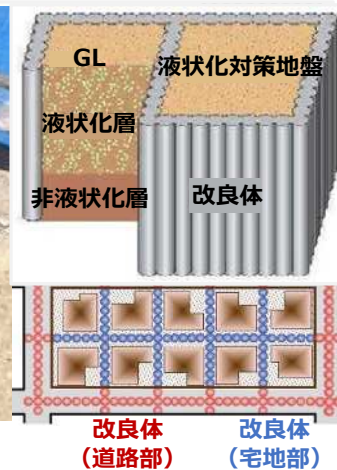


遮水矢板打込み状況

【格子状地中壁工法】



改良体設置状況



※宅地の所有者には、いずれの場合も一定の個人負担が必要になることを基本

写真の出展：熊本市シンポジウム資料

住宅の

修繕

支援制度のご案内

罹災証明書の『住家の被害の程度』に応じて支援が受けられます。

傾斜修繕工事をするとその費用分 補助上限額が加算されます（半壊以上の被害を対象）

住家の被害の程度	応急修理	修繕補助		修繕支援小計	生活再建支援金 (最大)	支援額最大
	国県	市独自	傾斜修繕加算			
全壊	上限 170.6 万円	上限 100 万円	上限 +50 万円	上限 320.6 万円	300 万円	620.6 万円
大規模半壊	上限 170.6 万円	上限 100 万円	上限 +50 万円	上限 320.6 万円	200 万円	520.6 万円
中規模半壊	上限 120.6 万円	上限 50 万円	上限 +50 万円	上限 220.6 万円	100 万円	320.6 万円
半壊	上限 120.6 万円	上限 50 万円	上限 +50 万円	上限 220.6 万円	50 万円	270.6 万円
準半壊	上限 64.3 万円	上限 30 万円		上限 94.3 万円	—	94.3 万円
一部損壊	—	上限 10 万円		上限 10 万円	—	10 万円

相談窓口

午前9時から午後5時 土・日曜、祝・休日も開設
・西区役所健康センター棟 3階
・古町ルフル（旧大和跡）6階

作成：新潟市役所建築部

被災住宅 修繕のための支援制度の詳細

被災者住宅応急修理制度

- ・住宅の日常生活に不可欠な最小限度の部分的な応急修理
- ・屋根、壁、ドア、上下水道、トイレ等の日常生活に不可欠な部分の応急修理
- ・支払い済みの工事、グレードアップ工事、家具、家電等は対象外
- ・上限額まで市が負担

建替・購入
と併用可○

国
県

申込期限：令和6年6月28日

液状化等被害住宅修繕支援

併用可

建替・購入
と併用不可×

市

対象の住宅

罹災証明書を受けた、市内の戸建住宅や共同住宅など
ただし、借家や賃貸住戸、店舗などの事業専用部分は対象外

対象者

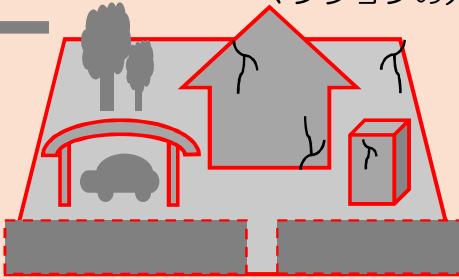
- (1) 罹災証明書を受けた世帯主又は世帯構成員
- (2) 罹災した住宅に発災時に居住していた者
- (3) 修繕後もその住宅に住み続ける者

申請者になる人

戸建住宅：世帯主または世帯構成員

共同住宅：個人の住戸内を修繕する場合は、世帯主または世帯構成員

対象工事



対象

住宅や敷地環境の修繕工事
(被災者住宅応急修理制度の自己負担分、
舗装、カーポート、物置もOK)
道路面のブロック塀の解体は別途補助制度有

対象外

家具家電、車両、植栽工事
元々なかったものを新設する工事
他の補助金と重複する工事部分 など

補助金額

表面参照 ※消費税分は除く

⇒詳細は補助金申請の手引き参照

申請期限

申込期限：令和7年2月28日

(工事費を支払い済みの場合は同年3月14日まで)

罹災証明書「住家の被害の程度」別支援一覧（住宅に係る主なもの）

	被災者 転居費支援	賃貸型 応急住宅借上げ	被災者住宅 応急修理	【市独自】 液状化被害住宅 修繕支援	液状化被害住宅 建替・購入支援	被災家屋等の 解体・撤去 (公費解体)	災害被災者住宅 復興資金貸付金 利子補給	被災者生活再建 支援金	被災ブロック 塀等撤去	がけ地近接等 危険住宅移転
全壊	○	○	○	○	○	○	○	○	罹災証明不要 どなたでも申請可	避難指示が発令されている住宅
大規模半壊	○	○	○	○	○	○	○			
中規模半壊	○	○	○	○	○	○	○			
半壊	○	○	○	○		○	○			
準半壊			○	○		○				
一部損壊				○						
罹災証明無										

住宅に係る支援以外にも被災者向けの支援があります。
市ホームページに、『被災者支援の手引き』を用意していますので、
ご活用ください。



住宅の

建替・購入

市独自支援制度のご案内

地震による液状化等の影響で住宅への被害が多く発生していることから、
住宅の建替・購入に対する補助を実施します。

対象となる方

- ▶ 罹災証明書の「住家の被害の程度」が
全壊・大規模半壊・中規模半壊の方
(半壊・準半壊・一部損壊の方は利用できません)
- ▶ その場で建替する方 または 別の場所で ▶ 新築する方

市独自修繕
と併用不可❌

対象となる費用

(消費税分は除く)

住宅の建替費や購入費

(家具家電や土地の購入等には利用できません。)

- ▶ 建売住宅を購入する方
- ▶ 中古住宅を購入する方

申込期間

建替え：令和6年9月30日
購入：令和7年2月28日

生活を再建する
ための支援金です。
こちらにも**支給申請**
してください。

被害の程度	補助上限額		生活再建 支援金	支援額 (参考)
	現地建替えで 沈下防止工事	上限		
全壊	上限 100 万円	上限 50 万円	400 万円	550 万円
大規模半壊	上限 100 万円	上限 50 万円	300 [*] 万円	450 [*] 万円
中規模半壊	上限 50 万円	上限 50 万円	150 [*] 万円	250 [*] 万円

※解体を伴うと増額になる場合があります。

相談窓口

午前9時から午後5時 土・日曜、祝・休日も開設
・西区役所健康センター棟 3階
・古町ルフル(旧大和跡) 6階

作成：新潟市役所建築部

被災住宅 建替・購入支援制度の詳細

市独自修繕
と併用不可

対象の住宅

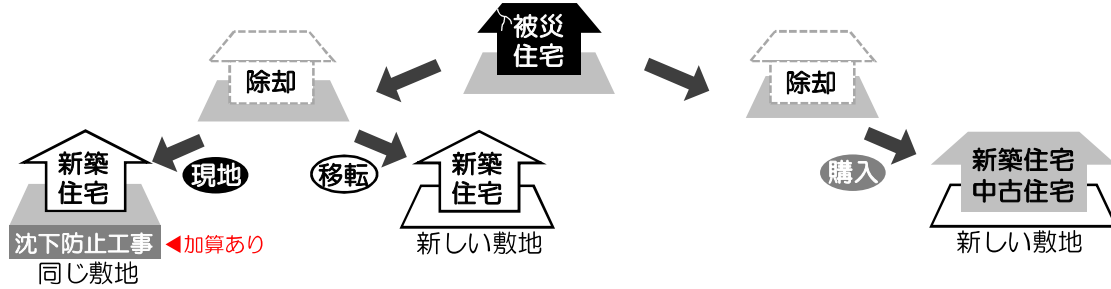
罹災証明書（**中規模半壊・大規模半壊・全壊**）をうけた被災住宅の代替として建替え・購入される**市内**の住宅（戸建て、共同住宅、長屋、併用住宅、多世帯住宅）
※併用住宅の店舗などの事業専用部分は除く

対象者

- 罹災証明書の交付を受けた者
- 罹災証明書の交付を受けた者から委任された配偶者又は扶養義務者で、住宅の建替え・購入を行う者

対象事業

- 住宅の建替え**（現地建替え・移転建替え）
- 住宅の購入**（昭和57年以降建築など、耐震性があるもの）



対象
・建替えの工事費（沈下防止工事を含む） ※沈下防止加算を受けられるのは現地建替えのみ
・住宅の購入費



- 地盤補強工事（固化、補強、締固め、置き換え）
- 杭地業の工事

対象外



- 土地の購入に係るもの
- 併用住宅の場合は、事業専用部分に係るもの（事業部分の経費は面積案分）
- 住宅以外の建築物、工作物に係るもの
- 本市の他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定であるもの
- 消費税

補助金額

表面参照 ⇒ 詳細は補助金申請の手引きをご覧ください。

申請期限

建替え：令和6年9月30日、 購入：令和7年2月28日

〔原則、**建替え工事契約・住宅の購入契約**の前 に申請してください。ただし、令和6年1月1日から令和6年3月20日の間に契約した場合でも申請できます。〕

その他

- 賃貸住宅からの住み替えOK
- 罹災証明書の世帯が居住するための住宅です
- 一の罹災証明書につき、一回のみ申請可能
- 原則、**被災住宅を除却しなければなりません**（公費解体OK 賃貸住宅除く）

建替・購入支援と併用できる他の支援一覧（住宅に係る主なもの）

	液状化等被害住宅 建替・購入支援 【市独自】	被災者転居費支援	賃貸型応急住宅 の供与	被災者住宅 応急修理 【国・県】	液状化等被害住宅 修繕支援 【市独自】	被災家屋等の 解体・撤去 （公費解体）	災害被災者住宅 復興資金貸付金 利子補給	被災者生活再建 支援金	被災者ブロック塀等 撤去補助	がけ地近接等 危険住宅移転
併用	—	○	○	▲※	×	○	○	○	○	○

※国県応急修理を利用すると公費解体が利用できません。

住宅に係る支援以外にも被災者向けの支援があります。
市ホームページに、『被災者支援の手引き』を用意していますので、
ご活用ください。



令和6年能登半島地震に伴う

被災家屋等の解体・撤去制度

①制度の概要

家屋等の解体・撤去は、本来所有者の責任において行われるものですが、能登半島地震により被災した家屋等について、生活環境保全上の支障除去及び二次災害の防止を図るため、所有者の申請に基づき、新潟市が所有者に代わって解体・撤去を行う制度です。

1

②対象者

- (1) 被災証明または被災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と判定された家屋等
 - 住宅、賃貸マンション・アパート、分譲マンション、事務所、店舗、工場、農舎等
- (2) 申請者は、令和6年1月1日から申請日までの間、被災家屋等を所有していた者
 - 個人、中小企業者、農業者など

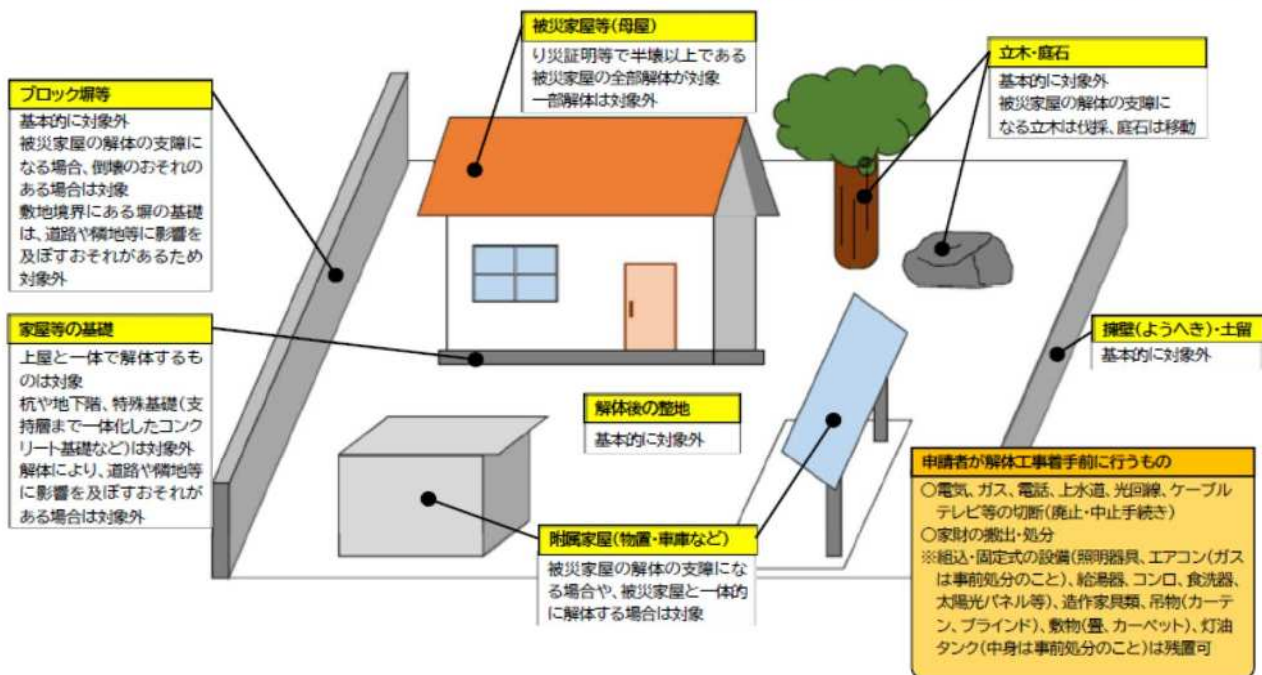
③費用負担

- (1) 全額公費により行います。
- (2) すでに自費で被災家屋等を解体・撤去した場合の※「費用償還制度」もあります。
※費用償還制度は令和6年3月31日までに解体・撤去の契約締結が条件

2

④ 公費解体対象範囲のイメージ

※基本的な対象範囲を示したものであり、個別に現地調査のうえで決定します。



3

⑤ 公費解体の申請について

申請期間

令和6年2月26日(月)～令和6年7月31日(水)

※申請期間は、復旧状況に応じ延長する場合があります。

申請には事前に予約が必要です。

申請の予約はこちら 廃棄物対策課 ☎ 025-226-1411

平日 午前8時30分～午後5時30分

申請会場

①西区役所健康センター棟3階 土日含む 9時～17時

②新田清掃センター 平日のみ 9時～17時

③市役所本館2階 廃棄物対策課 平日のみ 9時～17時

4

被災者生活再建支援金のご案内

令和6年能登半島地震により、住宅に被害を受けた世帯の方に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援します。

被災者生活再建支援法に基づき支給されるもの（以下「法による支援金」）と新潟市が新潟県と連携して支給するもの（以下「市支援金」）があります。

1 対象世帯、支給額

令和6年能登半島地震発災時に、被害を受けた住家に実際に住んでいた世帯 ※被害の程度（本市が発行する罹災証明書における「住家の被害の程度」）により対象の可否、支給額が異なります。

	住家の被害の程度	法による支援金			市支援金	支援金合計
		基礎支援金	加算支援金			
複数世帯 (カッコ書きは単身世帯)	全壊 <small>又はやむを得ず解体した場合</small>	100万円 (75万円)	建設購入	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	400万円 (300万円)
			補修	100万円 (75万円)		300万円 (225万円)
			賃貸	50万円 (37.5万円)		250万円 (187.5万円)
	大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設購入	200万円 (150万円)	50万円 (37.5万円)	300万円 (225万円)
			補修	100万円 (75万円)		200万円 (150万円)
			賃貸	50万円 (37.5万円)		150万円 (112.5万円)
	中規模半壊	-----	建設購入	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
			補修	50万円 (37.5万円)		100万円 (75万円)
			賃貸	25万円 (18.75万円)		75万円 (56.25万円)
	半壊	-----	-----	-----	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)

2 法による支援金について

法による支援金については、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の制度があります。

住宅の被害程度と世帯の区分により、先に法による支援金の「基礎支援金」と市支援金を申請し、再建方法が決まった後に「加算支援金」を申請することができます。

※「中規模半壊」の場合は、法による基礎支援金の部分はありません

3 申請受付期間

支援金種類	申請受付期間
・ 法による支援金 （基礎支援金） ・ 市支援金	令和7年1月31日まで （災害発生の日から13か月間）
・ 法による支援金 （加算支援金）	令和9年1月31日まで （災害発生の日から37か月間）

4 申請窓口

	被災相談窓口（特設会場） （土・日曜、祝・休日も開設）	区役所の窓口 （平日のみ開催）※
4/30 まで	西区役所 健康センター棟3階 古町ルフル 6階	西区・中央区以外の 区役所
5/1 から	西区役所 健康センター棟3階	西区以外の区役所

開設時間：午前9時～午後5時

※東区は水・木曜のみ、秋葉区は月・火曜のみ開設（祝・休日を除く）

申請様式、申請時に必要な書類については、上記窓口にてご説明するほか、市ホームページに掲載しています。

5 お問い合わせ

〒 951-8550

新潟市中央区学校町通1-602-1

新潟市役所 福祉部 福祉総務課

電話 025-226-1169

FAX 025-225-6304

受付時間：午前8時30分～午後5時30分まで（平日のみ）

説明内容に関するお問い合わせ先

内 容	担 当 課	連 絡 先
道路、下水道の復旧見直しについて		
道路の復旧に関すること	土木総務課	☎ 025-226-3017
私道の復旧支援に関すること	道路計画課	☎ 025-210-5288
下水道の復旧に関すること	下水道計画課	☎ 025-226-2979
宅地液状化対策の方向性について		
	都市計画課 まちづくり推進課	☎ 025-226-2679 ☎ 025-226-2700
支援制度について		
住宅の修繕支援	公共建築課	☎ 025-226-2880
住宅の建替支援	建築保全課	☎ 025-226-2864
住宅の耐震化支援(住宅・建築物安全ストック形成事業)	建築行政課	☎ 025-226-2841
被災した家屋等の解体・撤去【相談】	循環社会推進課	☎ 025-226-1391
被災した家屋等の解体・撤去【申請・予約制】	廃棄物対策課	☎ 025-226-1411
被災者生活再建支援金	福祉総務課	☎ 025-226-1169